

2025年度 運輸安全マネジメント

光徳産業株式会社

代表取締役 谷口 俊寛

<基本方針>

1. 輸送の安全確保及び無事故無災害がもっとも重要であるという意識の周知徹底と、経営責任者が主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となり、積極的かつ継続的に安全性の向上を図る。
2. プロのドライバーとして交通ルール及び各工場内のルールを守り、法令遵守の下、事故防止を図る。
3. 作業手順を周知徹底し、永続的な無事故・無災害を達成する。
4. 輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築し、輸送に関わる全作業員に対し、基本方針の周知徹底を図る。

<安全管理体制>

1. 経営責任者の元、安全衛生責任者が主体となり、運行管理者および運転手の教育を行う。
2. 運行管理者は、定期的に作業手順の確認を行い、手順の逸脱等の行為がないか確認をする。
3. 運転手及び作業員は、手順に従い作業を行う。
4. 運転手及び作業員は、作業手順に改善の余地がある場合は、意見を挙げる。
5. 異常事態が発生した場合は、すみやかに上長又は運行管理者に連絡すること。

<目標>

1. 物損事故件数 1件以下
2. 人身事故件数 0件

3. 労働災害件数 0 件

<施 策>

上記の目標を達成するために次の事項を実施する。

1. 毎月の運転者教育の実施
2. 安全衛生・防災活動計画に基づいた従業員に対する教育の実施
3. 毎月ヒヤリ・ハット事例を提出し、全作業員及び運転手で共有
4. 運行車両及び荷役運搬車両の始業前点検の確実な実施
5. 運行前点呼の際は、ETC カードの車番を確実に確認する事。
6. 車両運転基本ルールの遵守の徹底
 - (1) 運行前に荷崩れしない状態で積載されていることを確認する。
 - (2) 停車時、「ブレーキロック」を確実に行う。「輪止め」は必ず行う。
 - (3) 発車前、必ず車両周辺の「一回り点検」を行い、安全確認をする。
7. 運転手は会社の代表として処分業者に行っている自覚を持ち、処分業者構内ルールの遵守及び保安員に指示に従い自分の意見を直接言わない事、意見がある場合は会社に連絡し上司から処分業者に連絡する。
8. 荷役作業でフォークリフトを使用する際の下記の徹底
 - (1) 作業前に周囲の安全を確認する。
 - (2) 作業場所に人が入らないようにバリケードを設置し作業指揮者が誘導を行い、周囲の状況を確認しながら作業を行う。

他の通行人等をフォークリフトの動線内に立ち入らせない。
 - (3) 作業の際は、作業指揮者が作成した車両系荷役運搬機械等作業計画書の指示内容を確認し、挟まれ、落下、漏洩等が発生しないように注意して作業する。

N35 倉庫などで一人作業が発生する際は、倉庫の照明を点灯し追突を防ぐ。又、出入口通行の際は扉を全開しマストや車体をぶつけないように注意する。
 - (4) 作業の際は指差呼称を行い、安全を確認してから運転を行う。

(5) 二人作業で車両のバックが発生する際は、ホイッスルを使用し、安全確認を実施する。

9. 液物を車両で運搬する際は、所定の漏洩防止対策を行い、運搬を行う。

10. レトラス物品回収時は、レトラス番号・数量・物性に注意して回収し、回収したレトラス物品にはレトラス番号・処理業者・品名・ツネイシカムテックスについては管理番号を間違えないように記載し、破損しないように丁寧に取扱う事。

<内 部 監 査>

- 1. 年度末（3 月）に別紙「安全管理の取組状況チェックリスト」に基づき、安全衛生責任者が内部監査を行い、報告を行う。
- 2. 自動車事故報告規則にある重大事故が起きた際はその都度内部監査を行い、本マネジメントの運用状況の見直しを行う。

<マネジメントレビュー>

- 1. 内部監査の結果に基づき、1 年間の総括を行う。
- 2. 総括を踏まえ、次年度の安全目標等の見直し、改善を行う。

<安全に関する目標達成状況>

前年度人身事故	0 件
前年度物損事故	0 件

<自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故>

2 0 2 4 年度 事故 0 件